

関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成23年1月17日
関西広域連合条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その都度支給する。

(費用弁償の額)

第4条 特別職の職員の費用弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 前条の特別職の職員の費用弁償の支給方法については、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年関西広域連合条例第11号）の規定の例による。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日条例第1号附則）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬の額		
広域連合長	支給しない。		
副広域連合長			
広域連合委員会委員			
広域連合委員会副委員			
選挙管理委員会委員長	日額	6,000円	地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、報酬は支給しない。
選挙管理委員会委員	日額	5,000円	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	日額	10,000円	
議員のうちから選任された監査委員	日額	8,000円	
法令又は条例の規定による委員等（この表において別に定めるものを除く。）	日額	8,000円	
その他の特別職の職員	任命権者が予算の範囲内で定める額		

別表第2（第4条関係）

職名	費用弁償の額
広域連合長	(1) 内国旅行の鉄道賃相当額 別表第3に定める旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金の額 (2) 内国旅行の船賃相当額 別表第4に定める旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金の額 (3) 内国旅行の宿泊料、食卓料及び移転料相当額 別表第5に定める額 上記の規定に基づき支給するもののほか、公務のために旅行したときは、関西広域連合職員の旅費に関する条例の規定に基づき支給する旅費の例により費用を弁償する。
副広域連合長	
広域連合委員会委員	
広域連合委員会副委員	
選挙管理委員会委員長	
選挙管理委員会委員	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	
議員のうちから選任された監査委員	
法令又は条例の規定による委員等（この表において別に定めるものを除く。）	
その他の特別職の職員	

別表第3（第4条関係）

- (1) その乗車に要する運賃

- (2) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

別表第4（第4条関係）

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

別表第5（第4条関係）

1 宿泊料及び食卓料相当額

宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
甲地方	乙地方	
14,800円	13,300円	3,000円

2 移転料相当額

鉄道50キロメートル未満	126,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円